平成２８年（フ）第６７８４号
千葉県船橋市海神町南１丁目714―110、住民票上の住所東京都江東区亀戸９丁目14―15―808
債務者　吉村茂こと　楚　　建国
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　雄一郎
4　破産債権の届出期間　平成28年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年１月23日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２４号
千葉県佐倉市山王２丁目29番地７
債務者　岡村　共子
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　貴康
4　破産債権の届出期間　平成28年11月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年２月２日午後３時
6　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第６８４７号
東京都江戸川区篠崎町７丁目28―２―501
債務者　佐久間鐵夫
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　治
4　破産債権の届出期間　平成28年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年２月９日午前11時
6　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０２号
新潟市江南区茜ケ丘８番11号　コーポ幸102号
債務者　大瀧　健治
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鶴巻　浩憲
4　破産債権の届出期間　平成28年11月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月13日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５８号
（住民票上の住所）熊本市西区城山半田４丁目７番10号
債務者　大森みゆき
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　貴士
4　破産債権の届出期間　平成28年11月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月19日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２８５号
宮崎市祇園３丁目33番地１
債務者　三浦　省二
1　決定年月日時　平成28年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町元　真也
4　破産債権の届出期間　平成28年12月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月13日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２０９号
佐賀市本庄町大字本庄342―７、住民票上の住所佐賀市東与賀町大字飯盛213番地11
債務者　久野　敬子
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月10日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４３号
宮城県石巻市大街道南２丁目10番11号　ブリーズＢ103号、前住所宮城県登米市豊里町平林82番地
債務者　服部　隆浩
1　決定年月日時　平成28年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　真儀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第７１５号
兵庫県三田市あかしあ台３丁目28番地　６棟304号、従前の住所兵庫県三田市あかしあ台１丁目33番地10
債務者　藤井　文男
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　重成　　薫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月８日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７１６号
兵庫県三田市あかしあ台３丁目28番地　６棟304号、従前の住所兵庫県三田市あかしあ台１丁目33番地10
債務者　藤井　美恵
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　重成　　薫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月８日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７２８号
神戸市北区藤原台北町２丁目１番１―409号
債務者　段　　光哉
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　孝洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７２９号
神戸市北区藤原台北町２丁目１番１―409号
債務者　段　　利江
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　孝洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４６号
北九州市小倉南区企救丘１丁目１番８号、申立時の住所北九州市小倉南区徳力団地70番206号
債務者　樋口　忠夫
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月６日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６０号
新潟県阿賀野市保田7559番地
債務者　小内　圭市
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江花　史郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
新潟地方裁判所新発田支部